

厚木市人権施策推進指針の改定（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和7年1月6日（月）から令和7年2月5日（水）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 1人
- (2) 意見の件数 4件
- (3) 案に反映した意見の数 1件

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
全般について			
1	人権といっても、多種多様で、年によって社会が注目する人権の種類は異なってきます。例えば、最近報道されることが多い性的マイノリティなど、「人権」は、常に時代と共に変化がありますので、社会の変化に応じて、この人権指針についても見直すようにしてほしいと思います。	本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定する本市の責務を果たすための重要な指針のため、5年ごとに行う市民意識調査の結果の反映や、人権を取り巻く国内外の動向、社会情勢の変化などに適切に対応するよう、必要に応じて見直しを行っていきます。	
2	多くの市民にこの人権指針を知ってもらい、こどもの頃から人権意識を高めていくためにも、表紙や内容にイラストを入れるなど、市民が親しみやすい人権指針にしていきたい。	御意見をいただきましたとおり、イラストの挿入等を行うことで、市民が手に取りやすく、理解しやすい内容とし、こどもの頃から人権意識が高まるよう教育委員会との連携にも努めていきます。	○
女性の人権について			
3	昨今、性加害事件が大きく報道されております。性被害やセクハラ被害などを受けるのは女性が多いのが現状です。この指針には、女性が分野別施策として取り上げられ、安心・安全なくらしの実	性暴力やセクシュアルハラスメントは被害者の心身に深い傷を負わせ、人生を大きく狂わせる重大な人権侵害です。 本市といたしましては、こうした性暴力等の根絶を目指すとともに、引き続き、被害者が安	

	現に向けた啓発を図るとなっております。今後も、活動を継続していただき、弱い立場の人々でも生活しやすい社会を作っていただきたいと思います。	心して相談でき、必要な支援を適切に受けられるよう、関係機関や庁内の連携・協働を強化していきます。	
犯罪被害者等について			
4	分野別施策として、犯罪被害者等を入れているのは新しい取り組みではないかと思えます。施策の充実に努めてください。	分野別施策の「犯罪被害者等」に記載のとおり、条例を制定することで、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、地域全体で共通認識を持ちながら、犯罪被害者等を支える地域社会づくりを推進します。 また、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かな支援を行い、安心して暮らすことができるよう、施策の充実に努めていきます。	

4 お問合せ先

- (1) 担当課名 市民協働推進課
- (2) 連絡先 046-225-2215

5 結果公開日

令和7年3月10日 公開